第二百二十八条第一項第二号中「、第五十六条の四第二項及び第四項並びに」を「及び」に改め、同条を第二百二十九条とし、第二百二十七条の次に次の一条を加える。

（情報通信の技術を利用する方法により提出することができる書類等）

第二百二十八条　この府令の規定により金融庁長官等に提出する書類のうち金融庁長官が定めるものは、情報通信の技術を利用する方法であって金融庁長官が定めるものにより提出することができる。

別紙様式第十一号一(10)④注意事項1を次のように改める。

1　みなし有価証券ごとに分けて設定年月日の順に記載すること。ただし、発行者が関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第３号に規定する関係外国法人等をいう。以下⑯において同じ。）以外であって、発行者から記載事項に係る情報を入手できないみなし有価証券については、「合計額」の「備考」の欄に、その旨、情報を入手できない理由及び当該みなし有価証券の本数を記載すれば、「権利の名称」、「設定年月日」、「存続期間の終期」、「総出資額」、「純資産額」の記載を省略することができる。また、出資者が適格機関投資家のみであるみなし有価証券については、「合計額」の「備考」の欄に、当該みなし有価証券の本数を記載すれば、「権利の名称」、「設定年月日」、「存続期間の終期」、「総出資額」、「純資産額」の記載を省略することができる（「総出資額」及び「純資産額」の「合計額」については、発行者が関係会社以外のみなし有価証券及び出資者が適格機関投資家のみであるみなし有価証券についても含めて記載すること。）。

当事業年度において売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いの実績がなくとも、過去に売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券で、存続期間の終期が当事業年度以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券についても記載すること。

存続期間の終期が存在しない又は存続期間の終期を把握できないみなし有価証券については、「存続期間の終期」の欄に、それぞれ「なし」又は「把握不可」である旨を記載して、売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行った日を含む事業年度以降５事業年度の事業報告書に記載すること。

別紙様式第十一号一(10)⑤注意事項1を次のように改める。

1　みなし有価証券ごとに表を作成して記載すること。ただし、発行者が関係会社以外であって、発行者から記載事項にかかる情報を入手できないみなし有価証券又は出資者が適格機関投資家のみであるみなし有価証券については、「権利の名称」の欄に、権利の名称又は種類を記載し、「出資者数」の欄のみ記載すれば足りる。

当事業年度において売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いの実績がなくとも、過去に売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券で、存続期間の終期が当事業年度以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券についても記載すること。

存続期間の終期が存在しない又は存続期間の終期を把握できないみなし有価証券については、「存続期間の終期」の欄に、それぞれ「なし」又は「把握不可」である旨を記載して、売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行った日を含む事業年度以降５事業年度の事業報告書に記載すること。

別紙様式第二十号を次のように改める。

別紙様式第二十号（第二百三十六条、第二百三十九条関係）

（日本工業規格Ａ４）

（第１面）

適格機関投資家等特例業務に関する届出書

年　　月　　日

財　務（支）局　長　　殿

届出者　住所又は所在地

電話番号　（　　）　　—

商　　号

又は名称

氏　　名

（法人にあっては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

1　届出書を書面により提出する場合、届出者が個人である場合には氏名に併せて届出者の印を、届出者が法人である場合には代表者の役職氏名に併せて代表者印を押印すること。ただし、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。

2　適格機関投資家等特例業務を行う者が法人でない団体である場合には、当該団体の代表者又は管理者（法人又は個人に限り、複数名いる場合にはその全員）を届出者として、当該団体の名称及び根拠規定と併せて記載すること。

3　婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

金融商品取引法第63条第２項の規定により、以下のとおり届け出ます。

適格機関投資家等特例業務に関する届出を行った者の状況	別添１のとおり
適格機関投資家等特例業務に関する法第２条第２項第５号又は第６号に掲げる権利の状況	別添２のとおり
役員及び政令で定める使用人並びに適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所等の状況	別添３のとおり

（第２面）

（別添１：適格機関投資家等特例業務に関する届出を行った者の状況）

商号、名称又は氏名

（　　年　　月　　日現在）

代表者		業務の種別		主たる営業所又は事務所			ホームページアドレス	他に行っている事業の種類	資本金の額又は出資の総額（円）
（ふりがな）氏名	役職	私募	運用	名称	所在地	電話番号			

（注意事項）

1　「業務の種別」の欄には、法第63条第１項第１号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「私募」の欄に「○」と、同項第２号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「運用」の欄に「○」と記載すること。

2　「代表者」及び「資本金の額又は出資の総額（円）」の欄には、届出者が法人である場合に記載すること。

3　婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

（第３面）

（別添２：適格機関投資家等特例業務に関する法第２条第２項第５号又は第６号に掲げる権利の状況）

商号、名称又は氏名

（　　年　　月　　日現在）

出資対象事業持分の名称	出資対象事業持分の種別	出資対象事業の内容	業務の種別		適格機関投資家の種別	適格機関投資家の数	適格機関投資家以外の出資者の有無	第233条の３各号に掲げる者の有無	公認会計士又は監査法人の氏名又は名称	適格機関投資家の商号、名称又は氏名
			私募・運用の別	届出の種別						

（注意事項）

1　未定の場合には、届出時点における見込みを記載すること。

2　「出資対象事業持分の種別」の欄には、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」、「外国の法令に基づく権利」又は「その他の権利」の別について記載すること。

3　「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。

4　「私募・運用の別」の欄には、法第63条第１項第１号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「私募」と、同項第２号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「運用」と、双方を行う場合は「私募・運用」と記載すること。

5　「届出の種別」の欄には、当該出資対象事業持分に関して行う業務が、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）附則第48条第１項に規定する特例投資運用業務である場合は「附則48条」と、金融商品取引法の一部を改正する法律（平成27年法律第32号）附則第２条第１項に規定する旧法第二号適格機関投資家等特例業務である場合は「旧63条」と、同法による改正後の金融商品取引法第63条第１項第１号又は第２号に掲げる行為に係る業務である場合は「63条」と記載すること。